

事務局資料

(イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について)

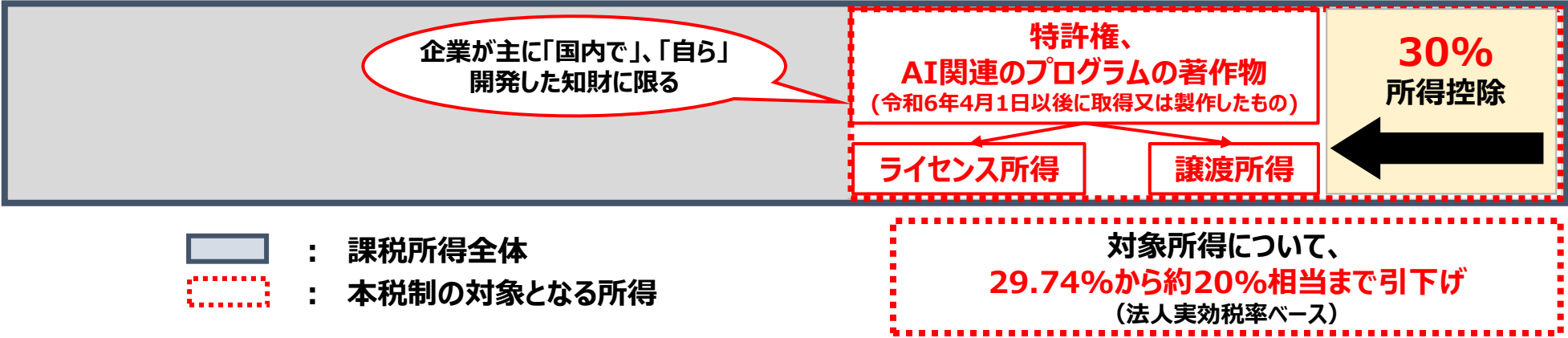
2025年7月9日

イノベーション・環境局 研究開発課

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、イノベーション拠点税制を創設し、2025年4月1日から施行。
- 2000年代から欧州各国で導入が始まり、直近ではシンガポールやインド、香港といったアジア諸国での導入・検討が進むなど、研究開発税制といったインプット等に対するインセンティブだけでなく、イノベーションボックス税制によるアウトプットに対するインセンティブの導入が進んでいる。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ



- イノベーションボックス税制を導入している国では、製品売却益を本税制の対象としている国もある。
- 日本の本税制の対象範囲の見直しについては、令和6年度税制改正大綱では「制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する」とされている。

	日本 (2025～)	シンガポール (2018～)	英国 (2013～)	オランダ (2007～)	ベルギー (2007～)	フランス (2001～)
対象となる 所得	・ライセンス所得 ・譲渡所得	・ライセンス所得 ・製品売却益	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益 等	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益	・ライセンス所得 ・譲渡所得 ・製品売却益 等	・ライセンス所得 ・譲渡所得

イノベーション拠点税制の詳細制度（全体像）

- 租税特別措置として、措置期間は2025年4月1日から**7年間**。
- 経済産業省のホームページにおいて、制度詳細（法令・ガイドライン等）を公表（「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について」）。

（当該HPのURL：https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html）

所得控除額算定式

$$\text{損金算入額 (所得控除額)} = \text{制度対象所得} \times \text{自己創出比率} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

知財由来の所得

①対象となる知的財産

- 特許権
- AI関連のプログラムの著作物
（令和6年4月1日以後に取得したもの）

②対象となる所得

- ライセンス所得
（関連者からのライセンス所得を除く。）
- 譲渡所得
（関連者又は国外からの譲渡所得を除く。）

③自己創出比率の計算方法

- 企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合

(参考) イノベーション拠点税制の詳細制度 (対象知財)

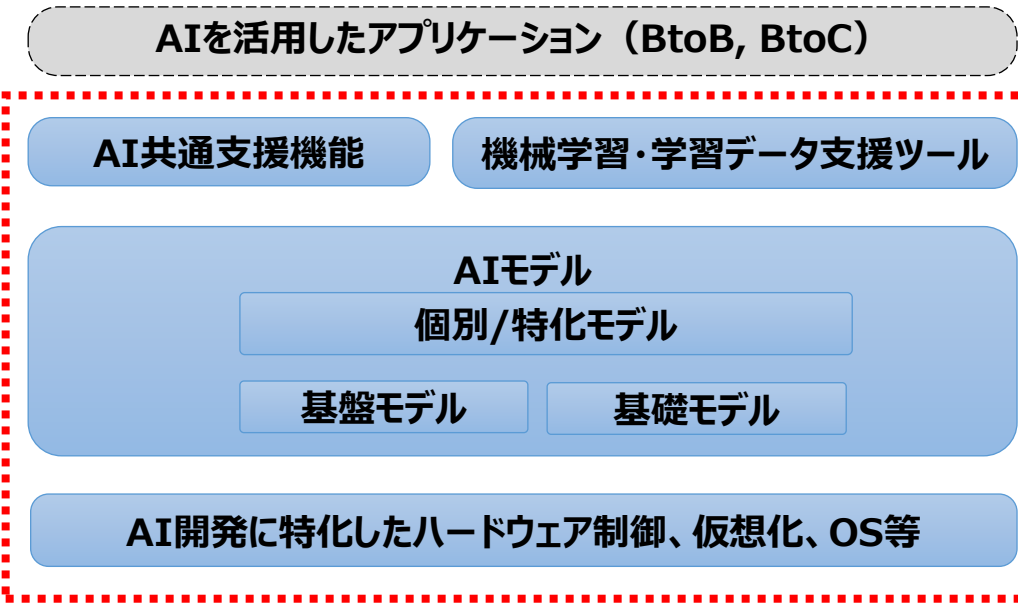
- 対象知財は、我が国の国際競争力の強化に資するもの※のうち、特許権又はAI関連のプログラムの著作物であって、令和6年4月1日以後に取得又は製作したもの。

※ 「我が国の国際競争力の強化に資するもの」とは、風営法関連の事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものでないもの。

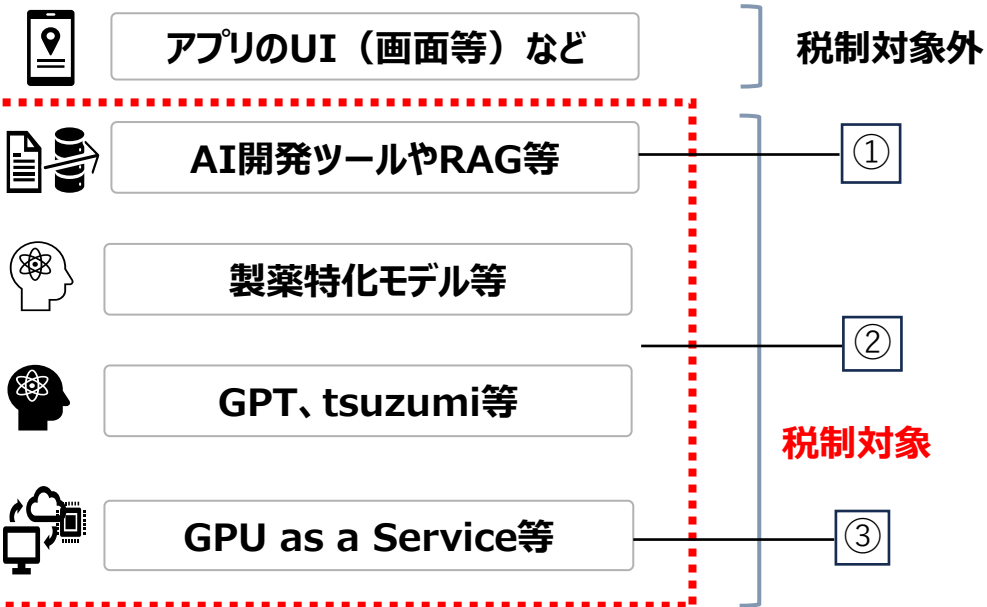
本税制の対象となるAI関連のプログラムの著作物

- ① AIモデルによる機械学習をサポート（効率化・性能向上）するプログラム（例：学習に必要なデータのタグ付けツール、RAG（検索拡張生成）等）
- ② AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム（例：基盤モデルや、個別の環境に特化したモデル 等）
- ③ 機械学習アルゴリズムの実現に必要なプログラム（例：クラウド上でGPU等のハードウェアを稼働させるために必要な制御ソフト 等）

税制対象のAI関連プログラムのイメージ



プログラムの例：

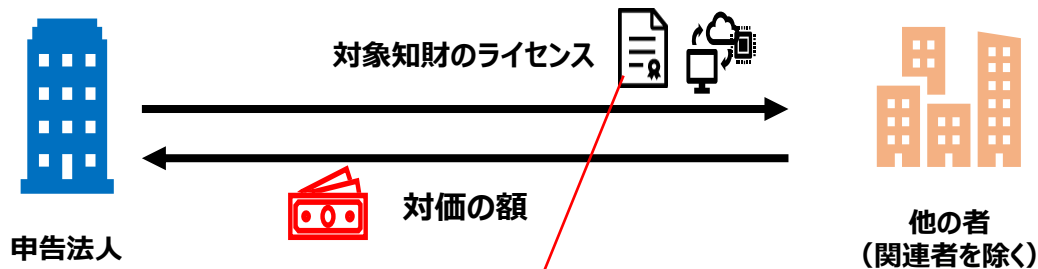


(参考) イノベーション拠点税制の詳細制度 (対象所得)

- 対象知財と対象外知財を含む複数知財を同時に取引する際、本税制を適用するためには、契約において対象知財の対価の額が明らかにされている必要がある。
- 対象となる知財と一体不可分で取引される対象外知財（ノウハウ等）を含む取引については、一定の要件を満たした場合に限り、それぞれの対価の額が明らかとされていない場合であっても、当該取引の対価の額を本税制の対象所得とすることができる。

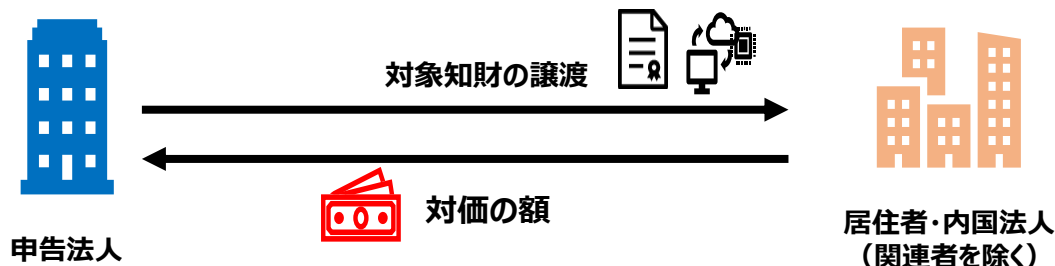
対象となる所得

<ライセンス取引>



対象知財と非対象知財を含む複数知財を同時に取引する際、対象知財の対価の額を明らかとする必要あり。「対価の額を明らか」とは、個々の対象知財の対価の額が明らかな場合や対象知財群でまとめて対価の額が明らかな場合等をいう。

<譲渡取引>



ノウハウ等と一体不可分の取引の扱いについて

以下をすべて満たす場合、対象知財に付随して取引されるノウハウ等の提供を含む取引の対価の額を対象所得とすることが可能

- ① 契約に係る書類、交渉経緯等から、ノウハウ等の提供に係る対価の額が設定されていないことが明らかであること。
- ② 取引実績として当該ノウハウ等が単体で取引されている契約がなく、今後も当該ノウハウ等が単体で取引されないこと。
- ③ 契約に係る書類、交渉経緯や特許クレームと当該ノウハウの内容等において、対象知財と当該ノウハウ等の関連性について説明がなされていること。

損益通算について

対象となる所得を計算する際には、ライセンス所得又は譲渡所得に係る収益から、対応する費用（取引に要した費用など）を減算する必要があり、費用が収益を上回る場合（損失が発生する場合）は翌年度以降に当該損失分を繰り越し、翌年度の対象所得と損益通算させる。

(参考) イノベーション拠点税制の詳細制度 (自己創出比率)

- 対象知財の取得又は製作をするために必要となった研究開発費（令和7年4月1日以後に発生したものに限る）のうち、主に国内で自ら行った研究開発費の割合を計算。
- 研究開発費の範囲については、原則として直接関連する費用を全て抽出して計算することが必要。対象知的財産が創出された研究開発プロジェクトの研究開発費等を「直接関連する研究開発費等の額」とすることも可能。

$$\text{損金算入額 (所得控除額)} = \begin{array}{c} \text{制度対象所得} \\ \text{知財由来の所得} \end{array} \times \text{自己創出比率} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{適格研究開発費の合計額}}{\text{研究開発費の合計額}}$$

（経過措置期間中（令和7年4月1日～令和9年3月31日まで）であれば、原則企業全体の研究開発費を用いて自己創出比率を計算する。）
（経過措置期間後（令和9年4月1日から）であれば、対象知財に直接関連する研究開発費を用いて自己創出比率を計算する。）

研究開発費の額： 研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額。

適格研究開発費： 研究開発費のうち、次に掲げる①～③の金額以外の金額。

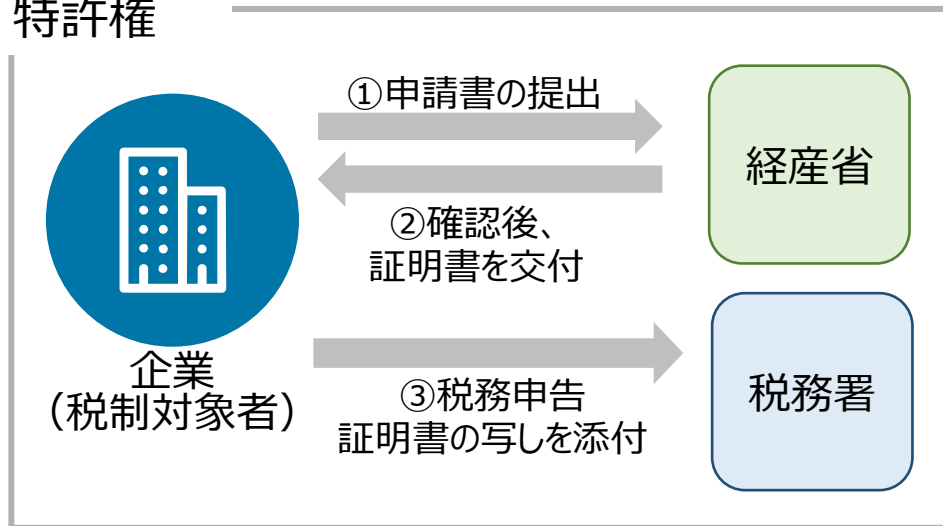
- ①他の者から特許権又はAI関連のプログラムの著作物を取得した際に要した費用、又は当該特許権等について専用実施権等の独占的ライセンスへの支払ライセンス料
- ②国外関連者に対する委託試験研究費
- ③国外事業所等（PE）を通じて行う事業に係る研究開発費の額。

$$\begin{aligned} &= (\text{研究開発費の額}) - (\text{他の者からの特許権等の取得費・独占的ライセンスへの支払ライセンス料}) \\ &\quad - (\text{国外関連者への委託試験研究費}) - (\text{国外PEで行った事業に係る研究開発費}) \end{aligned}$$

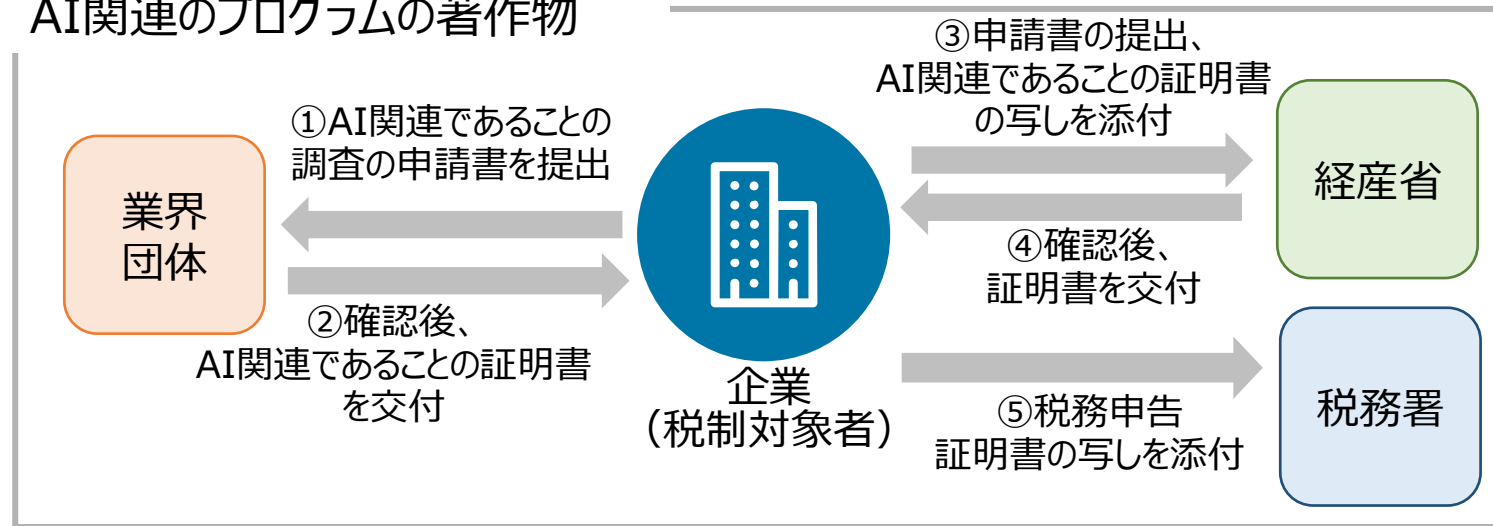
(参考) イノベーション拠点税制の詳細制度（経済産業省による証明書交付手続き）

- 対象知財であることや、その知財に関連する研究開発の判別については、経産省において確認・証明を実施。
- AI関連のプログラムの著作物であることについては、専門的な知見が必要であることから、（一社）ソフトウェア協会による事前確認を受ける運用とする。
- 申請は、事業年度末日の60日前から30日後の期間に実施することが必要。申請に先立って経済産業省への事前相談を行うことが可能。事前相談は通年で受け付けている。

特許権



AI関連のプログラムの著作物



経済産業省は対象知財であることや、その知財に関連する研究開発を判別する役割を担うことから、申請書では以下の項目の記載を求める。

申請書で記載を求める項目	項目内にある具体的な記載事項
特許権	特許番号、登録日
AI関連のプログラムの著作物	製造日、プログラムの名称、プログラムの概要
研究開発テーマ	実施内容、実施時期、担当部署、特許権・AI関連ソフトウェアの著作物と研究開発テーマの関連性、他者からの対象知財の取得・ライセンスの有無、海外関連者への委託研究開発活動の有無、PEでの研究開発活動の有無

令和6年度税制改正要望時の要望内容の概要

- イノベーションボックス税制は、研究開発の成果として生まれたアウトプットに着目し、特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する制度。
- 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図ることにより、研究開発拠点としての立地競争力を向上し、ソフトウェアをはじめとする知的財産の創出において、民間の無形資産投資を後押しする観点から、新たにイノベーションボックス税制を創設する。

要望内容

○イノベーションボックス税制の創設

<税額の算出イメージ>

税額 = 制度対象所得 × 優遇税率

制度対象所得 =

知財から生じる全所得

×

知財開発のための適格支出

知財開発のための支出総額

①対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- 著作権で保護されたソフトウェア
- その他

②対象となる所得の範囲

- 対象知財のライセンス所得
- 対象知財の譲渡所得
- 対象知財を組み込んだ製品の売却益

③適格支出の条件

- 対象とする知財を生み出すための研究開発は、「国内で「自ら」行うことが原則」

(OECD・BEPSルール：2015年)

- イノベーションボックス税制の大まかな枠組みを示したもので、企業が、「国内で自ら」研究開発を行うことで取得した知的財産から生じる所得のみをイノベーションボックス税制の対象としなければならない

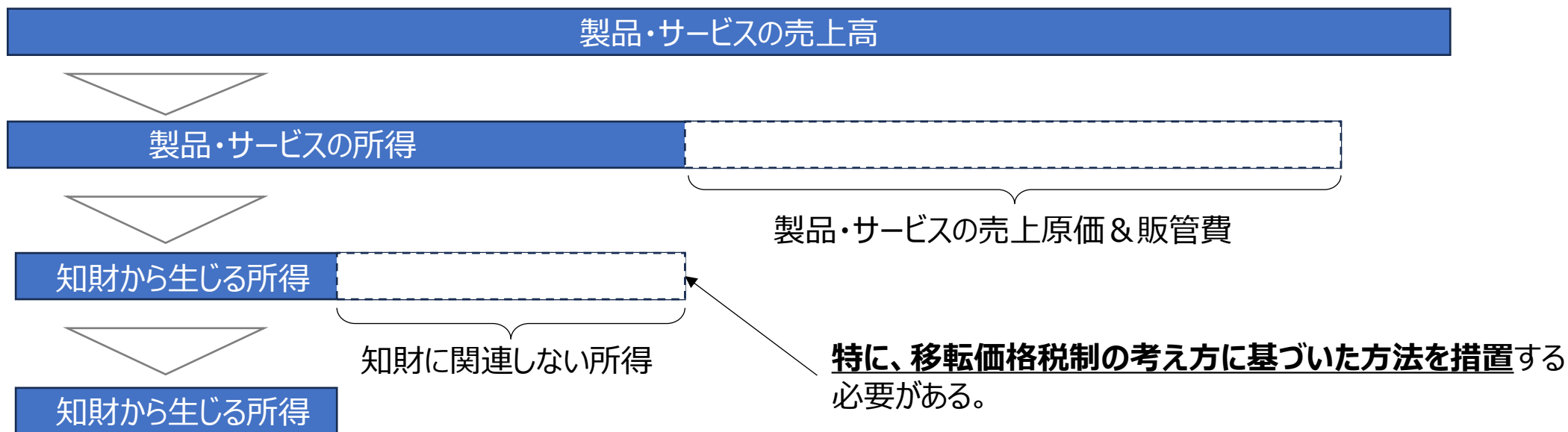
(参考) 製品の売却益について

- イノベーション拠点税制の対象範囲の見直しについては、令和6年度税制改正大綱では「制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する」とされている。
- 国際ルール上、製品売却益から知財に関連しない所得（例えば、マーケティング利益、マニュファクチャリング利益）を移転価格税制の考え方に基づいて分離し、知財から生じる所得を特定する必要がある。官民の事務負担等の観点から、令和6年度税制改正では認められなかった。

OECD BEPS Action5 第4章Ⅱ．E パラ48

IP資産から取得される所得のみを含むべきである。これには、使用料、IP資産の売却からのキャピタル・ゲイン及び他の所得、製品の売却及びIP資産に直接関連するプロセスの使用からの組み込みIP所得が含まれる。組み込みIP所得は、IPに関連しない所得（例：マーケティング及びマニュファクチャリング利益）を一貫性のある方法で分離する必要がある。分離する方法として、例えば、移転価格原則に基づく計算がある。

算定のイメージ図



(参考) その他日本企業の実態に即した利便性向上ニーズ

- イノベーション拠点税制の詳細制度設計の過程等において、これまでに把握した主なニーズは以下のとおり。

1. 経過措置期間後における、令和7年4月以前に研究開発が完了している場合の取扱い
2. 合併、分割といった企業再編で承継した知財の取扱い
3. 実用新案権の取扱い
4. グループ内の別企業に知財を集約させ、当該別企業が第三者に譲渡・ライセンスする場合の取扱い
5. グループ内の別企業が研究開発資金を提供している場合の取扱い
6. 研究者が大学での研究成果として取得した知財を起業したスタートアップでライセンス・譲渡する場合の取扱い

【論点】イノベーション拠点税制の今後の在り方について（案）

イノベーション小委員会中間取りまとめ（令和7年4月17日）（抄）

2 イノベーションを巡る我が国の現状と課題 ②我が国の研究開発インセンティブの現状と課題

（略）我が国のイノベーション拠点としての立地競争力の強化を目的に、研究開発のアウトプットに対するインセンティブ措置として、2025年4月1日にイノベーション拠点税制を施行している。この制度では、企業が自ら国内で生み出した特許等から得られるライセンス所得や譲渡所得の30%を所得控除することができる。同様の税制を導入している国では、ライセンス所得や譲渡所得に限らず製品売却益を対象所得としている国もある。我が国のイノベーション拠点税制においては製品売却益が対象所得となっていないが、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で官民の事務負担の検証をはじめとした様々な観点から対象範囲の見直しや、日本企業の実態に即した利便性 向上について検討を行う必要がある。（略）

3 政策の方向性と具体的施策（1）戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ①研究開発投資インセンティブの重点化・強化

（略）国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。

<具体的施策>

✓ 国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等）

3 政策の方向性と具体的施策（1）戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ②グローバル化・デジタル・AI等の時代の変化に対応した知財政策の推進

（略）大学、中小企業・スタートアップ、大企業等、主体ごとに知財利活用における現状や課題が異なることを踏まえ、それぞれに対応した対策を講じ、知財戦略の深化を図るとともに、戦略策定、権利活用、管理といった知財ライフサイクルの各段階における対応策を検討する。

<具体的施策>

✓ イノベーション拠点税制の活用促進、知財経営促進に向けたガイドブック等の普及啓発

論点（案）

- 我が国のイノベーション拠点税制においては製品売却益が対象所得となっていないが、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で官民の事務負担の検証をはじめとした様々な観点から対象範囲の見直しや、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う必要があるのではないか。
- 検討に当たっては、我が国の税務当局が執行可能であり、かつ、OECD-BEPSルールにも準拠した具体的な改正の在り方について、検討を深めるべきではないか。